

生活習慣・健康状態見える化事業実施要領

1 目的

この事業は、健康行動未実施者が多い若い世代や働く世代を主な対象とし、超音波骨密度測定装置、非侵襲的光学皮膚カロテノイド量測定装置（以下「ベジメータ[®]」という。）及び呼気中一酸化炭素濃度測定装置（以下「スモーカーライザー」という。）を活用して、生活習慣や健康状態の「見える化」による気づきから行動変容を促し、継続的な生活習慣の改善につなげること及び要介護となる主要原因の一つである「骨折・転倒」を予防するため、若い時期からの対策として、市町における骨粗鬆症検診の実施拡大や受診率向上の取組みを支援することを目的とする。

2 実施主体

香川県（以下「県」という。）

3 機器設置所属

機器設置所属は次の各号のとおりとする。

- (1) 香川県健康政策課
- (2) 小豆総合事務所
- (3) 東讃保健福祉事務所
- (4) 中讃保健福祉事務所
- (5) 西讃保健福祉事務所

4 事業内容

(1) 超音波骨密度測定装置、ベジメータ[®]及びスモーカーライザー等の貸出

申請のあった機器設置所属である県は、「生活習慣・健康状態見える化機器貸出要領」第4条に定める貸出対象者へ超音波骨密度測定装置、ベジメータ[®]及びスモーカーライザー等の貸出を行う。

(2) 連携事業の実施

県は、超音波骨密度測定装置、ベジメータ[®]及びスモーカーライザーを活用し、市町等と連携した事業を行う。

(3) 広報

県は、若い世代や働く世代を主な対象としてSNSや県ホームページ、デジタルサイネージ等により骨粗鬆症の予防等に関する普及啓発を行う。

5 事業計画

小豆総合事務所長及び各保健福祉事務所長（以下「事務所長」という。）は、指定された期日までに、別途指定する事業計画書を健康政策課長あてに提出する。

6 事業報告

事務所長は、指定された期日までに、別途指定する事業報告書を健康政策課長あてに提出する。